

**寄りという不信感の声もあがっているが、反省すべきではないか。**

**A** JR九州・青柳社長に財政支援の再考を求めるなど日田彦山線の早期復旧の要望をしてきた。地域の状況や首長の立場を考えて自分なりに行動をしてきたが、今思えば説明責任という意味で他のやり方もあったのではないかと反省している。



佐々木 徹  
(福岡市東区)

**小規模事業者に限らない「災害時に中小企業を支援する補助制度」の整備について。**

**A** 平成29、30年の豪雨では、中小企業の規模を問わない補助金制度として、国の「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」に被災事業者に対する加算措置が設けられた。県では、この制度に一つでも多く採択されるよう事業計画書の策定を支援した。今後も小規模事業者に限らず、被災された中小企業の事業継続と早期再開を支援し、一日も早い地域の復旧・復興を図っていく。



山本 耕一  
(北九州市若松区)

**怒りの感情とうまく付き合うための心理トレーニング「アンガーマネジメント」の導入について。**

**A** 生徒が怒りなどの否定的な感情への対処方法を学ぶことは、学校内および将来の円滑な人間関係を築く上で必要なことと考える。現在、感情面で課題を有する生徒は個別に指導を行っているが、全校生徒に講義等を行っている学校は一部にとどまる。今後、県立高校で配置を予定しているスクールカウンセラーを活用し学習の機会をひろげていく。



仁戸田 元氣  
(福岡市西区)

**非行等の問題を抱える少年に対する一貫した就労支援と、協力雇用主の不安軽減支援について。**

**A** 就労支援は、進路相談、求職相談への同行、就労後の面談や雇用主からの勤務状況の聞き取りなどの定着支援に至るまで、一貫した寄り添い型の支援事業を実施。協力雇用主に対しては、少年が業務上の損害を与えた場合に、協力雇用主に見舞金が支払われる身元保証支援事業の加入者負担金を県が負担。こうした事業の実施により立ち直りを支援していく。

**公明党**



西尾 耕治  
(糟屋郡)

**新聞の教育を推進する団体と連携し、活字文化の普及促進施策を進めようか。**

**A** 本県では、教育界や新聞業界等で構成する福岡県NIE推進協議会が設置されており、県教育委員会も参加している。平成14年度から小中学校75校をNIE実践指定校に推薦。指定校では、授業の中で新聞を活用した実践のほか、廊下に「新聞コーナー」を設置したり、帰りの会で新聞を読み紹介し合ったりしている。今後も県内に広く情報提供し連携に努めていく。



高橋 雅成  
(福岡市博多区)

**障がい者や妊娠中の方などが身に着けることで、手助けを必要とする時に「ヘルプカード」をどう見直すのか。**

**A** 県のこれまでのヘルプカード

は紙製で、濡れたりなどの課題がある。今回材質を見直し、プラスチック製のヘルプカードと、カバンなどにつけることができる樹脂製のストラップ型のヘルプマークの2種類を作製。耐水性、耐久性に優れ、幅広い用途に対応できる。プラスチック製は3万5千枚、ストラップ型は2万枚作製し、4月から配布を始める予定。



山下 正治  
(北九州市八幡西区)

**県内ではばらつきなく実施されることと重要な多胎児家庭の支援について。**

**A** 国は来年度から新たに、多胎妊婦と多胎児の育児経験がある家族との交流会や、外出時の補助や育児の介助を行うサポーターの派遣等により、多胎児家庭を支援する市町村に財政的支援を行う。県は、市町村職員の研修会等で支援の必要性や、新たな補助制度を説明。先行して取り組んでいる市町村の優良事例を紹介し、多くの市町村が事業に取り組むよう働きかけていく。



豊岐 和郎  
(北九州市小倉北区)

**公共インフラの点検業務における国土交通省登録技術者等有資格者の活用について問う。**

**A** 県では担当技術者について、十分な経験と専門知識を有する技術者の配置を求め、業務経歴を確認しているが、国と同じで共通仕様書に資格の保有までは義務付けていない。国の一部出先機関など記載している例はあるが、まだ一般的ではない。県が管理する橋梁等の点検業務は、技術力の高い資格要件を求めた「管理技術者」のもとで実施されている。国の動向

も把握しながら、判断していく。



浜崎 達也  
(福岡市南区)

**「健康づくり、趣味づくり、仲間づくり」に効果があがる健康マージャンの普及・推進について**

**A** 国は認知症予防に資する可能性のある、健康マージャンを含む各種活動を推進し、地域支援事業交付金制度を活用してこれらの活動を支援している。県では市町村が集まる研修会で、健康マージャンが認知症予防に効果が期待できることや国の地域支援事業交付金が活用できることを説明し取り組みを促していきたい。



吉田 宣弘  
(久留米市)

**大型商業施設における期日前投票所の設置について。**

**A** 本県では、複数の期日前投票所が即時に選挙人名簿との照合を可能とする期日前投票システムが59市町村で整備されている。このシステムの有効利用を図り、大型商業施設等への期日前投票所設置の取り組みを拡げることにより、選挙人の投票機会の確保と投票率の向上が図られるよう今後とも市町村選管に働きかける。また、市町村選管に対し、他県の各種施設へ期日前投票所の設置事例を紹介し、投票機会の確保を促している。

**A** 改正法の趣旨・内容を広報誌「福岡県だより」や県のホームページに掲載。食品衛生管理者のセミナー等でも説明を行ってきた。さらにビルなどの施設所有者や飲食店の責任者等への説明会を県内で計18回開催したほか、業界団体等の会合に職員が出向き、改正法の趣旨や施設管理者が遵守すべき事項等について理解の促進を図ってきた。



神崎 亮  
(田川郡)

**新型コロナウイルスのPCR検査と県職員及び県庁内の危機管理について問う。**

**A** PCR検査が保険適用となり、感染の疑いがある場合、県内3カ所の保健環境研究所に加えて民間会社でも検査が行われる。庁内で集団感染が発生した場合、県民サービスの低下を招く。このため県職員や家族に発熱等の症状がみられる場合は、感染予防策を徹底するよう指導し、家族への検査が必要となった際は当該職員を自宅待機させるなど、県庁における集団感染を阻止する措置を講じる。



堀 大助  
(行橋市)

**債権法改正による県業務への影響と市町村支援について問う。**

**A** 県が民間事業者と締結する工事請負契約等については、契約事務を総括する財産活用課において標準契約書を作成。県営住宅においては、昨年12月に条例改正を行っている。4月1日以降の入居者に対し連帯保証人を求めないようになっている。市町村に対しては、今後、県作成の標準契約書を、参考として配付する。さらに、各省庁発出の民法改正に関する各種通知をとり

まとめ、改めてこれを周知するとともに、市町村からの個別の問い合わせに対し、必要な助言を行う。

**日本共産党**



高瀬 菜穂子  
(北九州市小倉南区)

**新型コロナウイルス対策について、検査体制の強化などを求めるとも**

**A** 厚生労働省が再編統合が可能な医療機関として約440の公立公的病院等のリストを発表したことについて感染症指定病院が含まれていることなどを考慮し、国に対してリストの撤回を行うよう知事から要求していただきたい。  
**A** リストについて地域の個別事情を無視するもので不適切との考えを示し、地域医療構想調整会議での再検討の際、感染症の観点を含め議論を行う。

**慈正会**



野田 稔子  
(八女市・八女郡)

**日本弁護士連合会が公表した、平成の市町村合併で合併した町村の人口減少率は高く、合併しなかった町村は財政健全化を実現した、との調査結果をどう思うか。**

**A** 人口4千人未満の町村の状況のみを抽出して調査されているようで、全体状況を示すものではないと思っている。地方制度調査会の昨年の答申で、合併市町村について、多くの団体で行財政の効率化等の効果が、すでにあらわれつつあるとしている。一方、同答申での課題については、本県の合併市町村でも同様の取り組みが進められているところだ。